

新たに指定給水装置工事事業者の申請
をする方へ概要パンフレット

茨城県南水道企業団

目 次

1. はじめに	P - 1
2. 指定給水装置工事事業者の申請手続きフロー	P - 2
3. 申請書、届出書等の書き方	
(様式第1) 表面 指定給水装置工事事業者指定申請書	P - 3
(様式第1) 裏面	P - 4
(別表) 機械器具調書	P - 5
(様式第2) 誓約書	P - 6
(様式第3) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	P - 7
4. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書について	P - 8
〃 変更届出書の書き方	P - 9
5. 指定給水装置工事事業者の指定等の手数料について	P - 10
6. 指定給水装置工事事業者(廃止・休止・再開)届出について	P - 11
〃 (廃止・休止・再開)届出書の書き方	P - 12
7. 茨城県南水道企業団の概要	P - 13
8. 企業団の給水区域図	P - 14
9. 「茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者規程」	P - 15

1. はじめに

平成8年6月に水道法が改正され、給水装置に関わる制度が大きく変わりました。給水装置について定められている構造・材質基準に給水管と給水用具の性能確保のための性能基準と、給水装置工事の施行の適正を確保するための判断基準が定められました。これらの基準は、全く新しい制度であります。

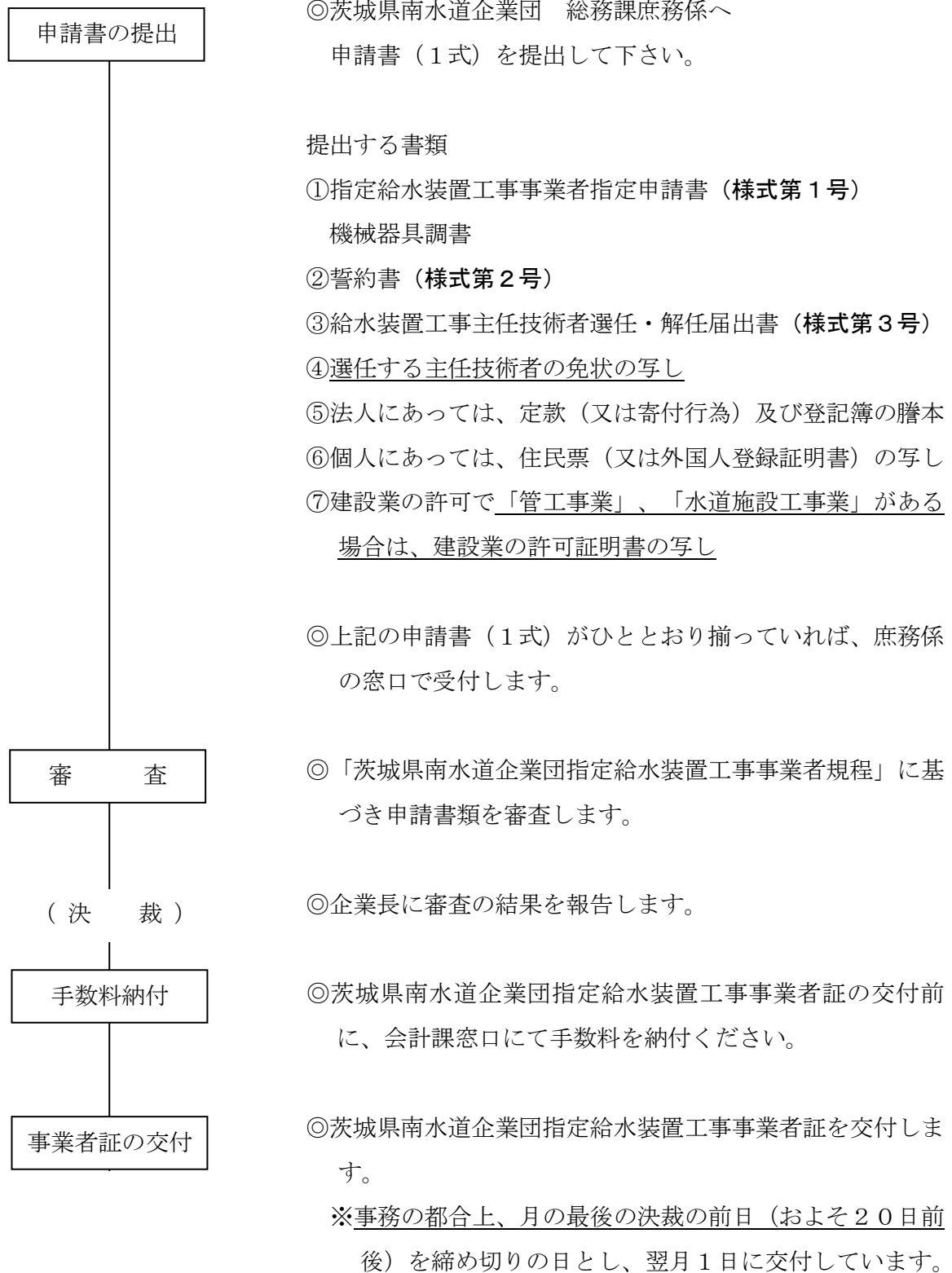
また、水道法の改正によって、水道事業者がその給水区域において給水工事を適正に施行することができる者と認められる者を指定する「指定給水装置工事事業者制度」が発足しました。特に、指定給水装置工事事業者が行う給水装置工事の技術力を確保するための給水装置工事主任技術者について、国家試験により全国一律の資格を付与するという制度が発足しました。

給水装置工事を行うものについては、これまでは水道事業者ごとに資格試験を行っておりましたが、これからは全国統一の給水装置工事主任技術者という一つの資格になり、地域を越えて給水工事に従事できるようになります。

これらの水道法の改正に伴い、茨城県南水道企業団給水条例が改正され、「茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者規程」（平成10年4月1日施行）が定められました。

この規程において、指定の申請、指定の基準、主任技術者の職務等について定めているところですが、新たに指定給水装置工事事業者を申請する方に少しでも制度や仕組みをご理解いただくため、この「概要パンフレット」を作成しました。

2. 指定給水装置工事事業者申請手続きフロー



3. 申請書、届出書等の書き方

様式第1号（第4条関係）

（表 面）

指定給水装置工事事業者指定申請書

茨城県南水道企業団

企業長 ○○ ○○ 殿

申請書を提出する日

平成○○年○○月○○日

※申請者欄ゴム印又は手書きで謄本どおりに略さず記入
 ・(株)→株式会社
 ・2-1-3→2丁目1番3号
 ・代表取締役 ○○○○
 ※郵便番号、電話番号を必ず記載してください。
 ※印鑑は社印と代表者印の2つ

申請者 氏名又は名称 県南設備工業 株式会社 印
 〒305-0045
 住所 つくば市梅園2丁目1番3号
 代表者氏名 代表取締役 県南 太郎
 電話番号 029-823-4567（必ず記入）

水道法第16条の2第1項の規程による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 県南 太郎 取締役 スズキ ジロウ 取締役 県南 イチロウ 監査役 県南 ハナコ	<p>※定款もしくは登記簿謄本の目的欄に記載の事業を記入</p> <p>※建設業許可で「管工事業」・「水道施設工事業」がある場合にはそれを記入し、許可通知書又は許可証明書の写しを添付して下さい。</p>
事業の範囲	<p>1. 上下水道及び給排水工事の施工 建設業許可</p> <p>2. 冷暖房及び空調設備工事の施工 <管工事業></p> <p>3. 浄化槽及び衛生設備工事の施行 <水道施設工事業></p>
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(裏 面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	県南設備工業 株式会社
上 記 事 業 所 の 所 在 地	つくば市 梅園 2丁目1番3号
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
鈴木 次郎 県南 一郎	免状番号 第1002000 免状番号 第1001999

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

別表

機 械 器 具 調 書

指定申請書の日付と同じ

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

種 別	名 称	形式、性能	数 量	備 考
管切断用器具	管切断機	形式及び型番を記入 φ13～φ50 適用	1	※給水装置 工事の基準 となる機械 器具です
〃	金切りのこ		5	
管の加工用器具	鋼管ねじ切り機	形式及び型番を記入 φ13～φ150 適用	1	
〃	手廻しねじ切り機	φ13～φ20 適用	3	
〃	ヤスリ（平）		5	
〃	ヤスリ（丸）		5	
〃	リーマ（面とり）		2	
接合用の器具	トーチランプ	型式等を記入	3	
〃	パイプレンチ	型式、対応口径等	3	
〃	〃	〃	2	
〃	ウォータープライヤー		3	
水圧試験器具	水圧テストポンプ	型式等を記入	1	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ※掘削の機械器具（ミニバックホー、スコップ等）は基準以外のものですので、記入しなくて結構です。 </div>				

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、

水道法第25条の3第1項第3号イからホまでの

いずれにも該当しない者であることを誓約します。

申請書を提出する日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申 請 者

氏名又は名称	県南設備工業 株式会社 印
住 所	つくば市梅園2丁目1番3号
代表者氏名	代表取締役 県南 太郎

茨城県南水道企業団
企業長 〇〇 〇〇 殿

※申請者欄ゴム印又は手書きで
謄本どおりに略さず記入
・(株)→株式会社
・2-1-3→2丁目1番3号
・代表取締役 〇〇〇〇
※印鑑は社印と代表者印の2つ

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第3号（第12条関係）

※いずれか不要な文字を
——で消すこと

給水装置工事主任技術者選任・~~解任~~届出書

茨城県南水道企業団

企業長 ○○ ○○ 殿

申請書を提出する日

平成○○年○○月○○日

※申請者欄ゴム印又は手書きで
謄本どおりに略さず記入
・(株)→株式会社
・2-1-3→2丁目1番3号
・代表取締役 ○○○○
※印鑑は社印と代表者印の2つ

届出者 県南設備工業 株式会社 印
つくば市梅園2丁目1番3号
代表取締役 県南 太郎

※いずれか不要な文字を
——で消すこと

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

~~選任~~
~~解任~~の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	県南設備工業 株式会社	
上記事業所で選任・ 解任 する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・ 解任 の年月日
県 南 一 郎	免状番号第 1001999	平成○○年○月○日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

4. 指定給水装置工事事業者指定事項変更書について

指定給水装置工事事業者は、次の各号の一に掲げる事項に変更があったとき、その旨を企業長に届け出なければならないとしています。

- (1) 事業所の名称、所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の番号

<添付書類>

上記(1)、(2)の事項の変更の場合には、①県南水道より交付した事業者証、②法人にあっては定款(又は寄付行為)及び登記簿の謄本を、個人にあっては住民票(又は外国人登録証明書)の写し、③様式第2号による誓約書(別紙P-6)を添付して下さい。

上記(3)の事項の変更の場合には、定款(又は寄付行為)及び登記簿の謄本を添付して下さい。

上記(4)の事項の変更の場合には、免状の写しを添付して下さい。

◎変更届出は、変更のあった日から30日以内に様式第4号による届出書(別紙P-9参照)によって企業長に提出しなければならないとしています。

◎上記(1)、(2)の変更の場合、事業者証の再交付になるため、変更届を提出し、審査後、会計課窓口で手数料を納付してください。納付確認後、庶務係の窓口で事業者証を交付します。

変更届出書の場合の書き方

様式第4号（第7条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

茨城県南水道企業団

企業長 ○○ ○○ 殿

※申請者欄ゴム印又は手書きで謄本どおりに略さず記入
 (株)→株式会社
 2-1-3→2丁目1番3号
 代表取締役 ○○○○
 ※印鑑は社印と代表者印の2つ

変更届出書を提出する日

平成○○年○○月○○日

届出者 県南設備工業 株式会社 印
 つくば市梅園2丁目1番3号
 代表取締役 県南 一郎

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ケンナンセツビコウギョウ 県南設備工業 株式会社		
住所	茨城県つくば市梅園2丁目1番3号		
フリガナ 代表者の氏名	ケンナン イチロウ 代表取締役 県南 一郎		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
役員の変更	代表取締役 県南 太郎	代表取締役 県南 一郎	平成○○年○月○日
<p>※ 4の<添付書類>をよく読んで、それぞれの該当事項で添付書類漏れの無いよう、注意してください。</p> <p>※ (4)の主任技術者の選任、解任については3の申請書、届出書に記載されている注意事項をよく読んで届け出てください。尚、申請後の選任もしくは解任の場合は届出書に必ず社印と代表者印を押印してください。</p>			

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

5. 指定給水装置工事事業者の指定等の手数料について

茨城県南水道企業団水道事業給水条例第 30 条に基づき、指定給水装置工事事業者の指定及び指定給水装置工事事業者に係る指定事業者証の再交付（指定事項（商号・代表者・住所）が変更になった場合及び紛失）に手数料がかかります。

各手数料は、事業者証を交付する際に、当企業団にてお支払いください。

指定給水装置工事事業者の指定	10,000円
指定給水装置工事事業者証再交付	2,000円
	(すべて非課税)

6. 指定給水装置工事事業者（廃止・休止・再開）届出について

指定給水装置工事事業者は、事業の廃止・休止をしたときは、当該廃止又は休止の日から 30 日以内に様式 5 号による届出書（別紙 P-12 参照）を企業長に提出しなければならないとし、又事業を再開したときは、当該再開した日から 10 日以内に同様式による届出書を企業長に提出しなければならないとしています。

廃止、休止、再開届出書の書き方
様式第5号（第7条関係）

いずれか該当する項目
に○を付けてください。

廃止
 指定給水装置工事事業者 休 止 届 出 書
 再 開

茨城県南水道企業団

企業長 ○○ ○○ 殿

※申請者欄ゴム印又は手
書きで謄本どおりに略
さず記入
(株)→株式会社
2-1-3→2丁目1番3号
代表取締役 ○○○○
※印鑑は社印と代表者印
の2つ

届出書を提出する日

平成○○年○○月○○日

届出者 県南設備工業 株式会社 印
つくば市梅園2丁目1番3号
代表取締役 県南 太郎

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の 廃止 休止 の届出をします。
再開

フリガナ 氏名又は名称	ケンナンセツビコウギョウ 県南水道設備工業 株式会社
住所	つくば市梅園2丁目1番3号
フリガナ 代表者の氏名	ケンナン タロウ 代表取締役 県南 太郎
(廃止・休止・再開) の年月日	平成○○年○○月○○日
(廃止・休止・再開) の理由	会社整理、解散のため

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

7. 茨城県南水道企業団の概要

項 目	概 要			
設 立	茨城県南水道組合 昭和37年1月16日 茨城県南水道企業団 (名称変更) 昭和42年3月31日			
給 水 開 始	昭和39年10月			
計 画 給 水 人 口	261,320人			
給 水 区 域 内 人 口 (平成28年3月31日)	288,662人 (121,996戸) (取手市小堀地区を除く)			
	龍ヶ崎市	78,568人	32,792戸	
	取手市	108,455人	47,079戸	
	牛久市	84,745人	35,122戸	
	利根町	16,894人	7,003戸	
給 水 人 口 (平成28年3月31日)	242,600人 (102,242戸) 普及率84.0%			
	龍ヶ崎市	57,828人	24,095戸	普及率73.6%
	取手市	95,395人	41,476戸	普及率88.0%
	牛久市	73,876人	30,654戸	普及率87.2%
	利根町	15,501人	6,432戸	普及率91.8%
計 画 1 日 最 大 給 水 量	若柴配水場 28,060m ³ (27%) 牛久配水場 18,028m ³ (17%) 戸頭配水場 32,466m ³ (31%) 藤代配水場 16,446m ³ (16%) 利根配水場 8,700m ³ (9%) 合 計 103,700m ³			
水 道 料 金 (税 込) (平成28年4月1日)	家 事 用 料 金 基本料金 10 m ³ =1,512 円 超過料金 1 m ³ =226.8 円 団 体 ・ 営 業 用 料 金 基本料金 20 m ³ =5,076 円 超過料金 1 m ³ =388.8 円 臨 時 用 料 金 基本料金 1 m ³ =756 円 超過料金 1 m ³ =756 円			
職 員 数	63名 (平成28年4月1日現在)			

○茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 指定給水装置工事事業者の指定等（第4条～第10条）
- 第3章 給水装置工事主任技術者（第11条・第12条）
- 第4章 指定給水装置工事事業者の義務（第13条～第17条）
- 第5章 雑則（第18条～第21条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、茨城県南水道企業団水道事業給水条例（平成9年企業団条例第2号、以下「給水条例」という。）第7条の規定に基づき、茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。

2 この規程において「政令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。

3 この規程において「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。

4 この規程において、「企業長」とは、茨城県南水道企業団企業長をいう。

5 この規程において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために茨城県南水道企業団の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

6 この規程において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。

7 この規程において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

（業務処理の原則）

第3条 指定工事事業者は、法、政令、施行規則、給水条例、茨城県南水道企業団給水条例施行規則（以下「規則」という。）及びこの規程並びにこれらの規定に基づく企業長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

（指定の申請）

第4条 給水条例第7条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、様式第1号の申請書（施行規則様式第1）に次の各号に掲げる事項を記載し、企業長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の名
- (2) 給水条例第2条に定める給水区域において給水装置工事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (3) 給水装置工事業を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 次条第1項第3号のイからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

4 前項第1号に規定する書類は、様式第2号の誓約書（施行規則様式第2）によるものとする。

（指定の基準）

第5条 企業長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
 - (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - イ 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - ロ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ハ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ニ 水圧テストポンプ
 - (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ハ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ホ 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
- （指定工事業者証の交付）

第6条 企業長は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に茨城県南

水道企業団指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

- 2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を企業長に返納するものとする。
- 3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を企業長に提出するものとする。
- 4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

（変更等の届出）

第7条 指定工事業者は、次の各号の一に掲げる事項に変更のあったとき、又は給水装置工事業の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を企業長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 法人にあっては、役員の氏名
 - (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に様式第4号の指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（施行規則様式第10）に次の書類を添えて企業長に提出しなければならない。
- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
 - (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、様式第2号の誓約書（施行規則様式第2）及び登記簿の謄本
- 3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、様式第5号の指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（施行規則様式第11）を企業長に提出しなければならない。

（指定の取消し）

第8条 企業長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条各号の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の運営をすることができないと認められるとき。

- (6) 第16条の規定による企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第17条の規定による企業長の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第9条 前条第1項各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、企業長は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第10条 次の各号に該当するときは、そのつどこれを公示する。

- (1) 第4条の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2) 第7条の規定により、指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。
- (3) 第8条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。
- (4) 第9条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第5条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、企業長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - イ 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - ロ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
 - ハ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第12条 指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、企業長に届け出なければならない。

2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生し

た日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、企業長に届け出なければならない。

- 3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、様式第3号の給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（施行規則第3）により、遅滞なくその旨を企業長に届け出なければならない。
- 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。

第4章 指定給水装置工事業者の義務

（事業の運営に関する基準）

第13条 指定工事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- （1） 給水装置工事ごとに第12条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行なう者を指名すること。
- （2） 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行なうことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- （3） 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- （4） 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- （5） 次に掲げる行為を行なわないこと。
 - イ 政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- （6） 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図

へ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

ト 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第14条 指定工事業者は、給水条例第7条第2項に規定する設計審査を受けるため設計審査に係る申請書に設計書を添えて、企業長に申請しなければならない。

(工事検査)

第15条 指定工事業者は、給水条例第7条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため工事完了後速やかに当該工事検査に係る次の書類により企業長に届出しなければならない。

- (1) 給水装置工事竣工届(竣工台帳)(様式第6号)
- (2) 給水装置工事竣工図(様式第7号)
- (3) 給配水管設備工事竣工届(竣工台帳)(様式第8号)
- (4) 給配水管設備工事竣工図(様式第9号)

2 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期限内にこれを行わない、改めて企業長の検査を受けなければならない。

3 前項の指示は、給水装置改善指示書(様式第10号)により行うものとする。

(主任技術者の立会い)

第16条 企業長は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第17条 企業長は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(表彰)

第18条 企業長は、指定工事業者が次に掲げる事項に関し、著しく功績が顕著であると認めるときは、これを表彰することができる。

(諮問機関)

第19条 企業長は、次の各号に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「指定工事業者審査委員会」という。)を設置することができる。

- (1) 第8条の規定による指定の取消し
- (2) 第9条の規定による指定の停止
- (3) 前条の規定による表彰

2 前項の指定工事業者審査委員会について必要な事項は別に定める。

(講習会)

第20条 企業長は、給水装置の工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体の実施する講習会を推薦することができる。

(施行細目)

第21条 この規程に定めるもののほか、施行に関して必要な事項については、企業長が別に定めることができる。

付 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

第2条から第3条 省略